

1. 件 名 : 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」における軽易な変更の取り扱いについて
2. 日 時 : 令和4年4月13日 16:00~16:06
3. 場 所 : 原子力規制庁3階 室内会議卓
4. 出席者 (テレビ会議システムによる出席)
原子力規制庁 緊急事案対策室
川崎企画調整官、平野室長補佐、和田専門職
原子力エネルギー協議会
副長
5. 要 旨
原子力規制庁から、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について (平成29年9月) (以下「確認に係る視点等」という。) における軽易な変更の取り扱いについて以下伝えた。
 - ・原子力事業者防災業務計画にあらかじめ変更前後が規定されたERSSパラメータの運用開始やその他施設の運用開始については、確認に係る視点等における3. に基づく連絡文書の提出を行い、原子力事業者防災業務計画と運用を一致させることが望ましい。
 - ・連絡文書については、運用開始後に速やかに提出することが望ましい。原子力エネルギー協議会から、同協議会に関係する各事業者に上記を伝える旨回答があった。
6. その他
なし